

経営者保証ガイドラインを用いた保証債務の圧縮

主たる債務者が破産や民事再生を行い、その代表者や役員に保証債務だけが残っている場合があります。

当事務所の顧問先企業も約 20 年前に民事再生を行い、当該企業は生き残ったものの、社長や取締役の保証債務が残っていました。

信用保証協会は、資力のない者から強制的に取り立てることはしないため、たとえ数万円であっても誠実に保証債務を履行し続けている限り、通常は競売等を行いません。

しかし、信用保証協会の遅延損害金は 14%以上あるため、保証債務はどんどん膨らみ続けます。

保証人も破産をすれば、保証債務を免れることはできますが、自宅等の資産は殆ど失われてしまいます。

こうした場合に、誠実に信用保証協会と協議し、経営者保証ガイドラインにそって、弁済額を圧縮できれば、自宅等の資産が残せる場合もあります。

当事務所では、5 億円以上の保証債務を抱えていたケースや、過去に詐害行為を行って信用保証協会から裁判を起こされた役員のケースなど、非常に困難なケースを解決した実績がございます。

以上